

## 固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申告書

年 月 日		住 所 (所在地)
熊本県宇城市長 様	所有者	氏 名 (名称)
		電話番号 ( ) -

以下の資産は、地方税法 { 第349条の3 第 項  
法附則第 条 第 項  
旧法附則第15条第 項 } の規定の適用を受ける償却資産に該当するため、次のとおり別紙書類を添付して申告します。

				資産所在地 宇城市 町		
資産の種類	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	※職員記入欄 特例適用可否について
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非
			年 月	円	年	可 ・ 非

※添付書類

※課税標準の特例を受ける理由を証明する書類(各種申請書・届出書・検査証・免許証・許可書等の写し・パンフレット・写真・仕様書・設計書・処理工程図・所在図等のうち必要なもの)

先端設備等導入計画に係る特例の申告をする場合は、裏面も記載してください。

(裏面)

先端設備等導入計画に係る課税標準の特例について

①必要書類※右側のチェック欄にレ点を記入してください。

		チェック欄
1	償却資産申告書及び種類別明細書	<input type="checkbox"/>
2	先端設備等導入計画に係る認定計画書一式(写し) ※認定申請書や認定計画書等	<input type="checkbox"/>
3	先端設備等導入計画に係る認定通知書(写し)	<input type="checkbox"/>
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書(写し) 及び認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写し)	<input type="checkbox"/>
5	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し) (固定資産税の1/3軽減を受けたい場合)	<input type="checkbox"/>
6	リース契約見積書(※所有権移転外リースの場合) 及び(公社)リース事業協会が確認した軽減計算書(※所有権移転外リースの場合)	<input type="checkbox"/>

②確認事項

		当てはまるものに○を付けてください。ただし、設問によっては理由を記載してください。	
1	資本金もしくは出資金を有する法人の場合	賦課期日(1月1日)時点で資本金もしくは出資金の額は1億円以下ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
	資本金もしくは出資金を有しない法人及び個人事業主の場合	賦課期日(1月1日)時点で常時使用する従業員数は1,000人以下ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
2	資本金もしくは出資金を有する法人の場合	同一大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、資本金又は出資金の額が5億円以上である法人との間に当該法人による完全支配関係がある法人)等から2分の1以上出資を受ける法人ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
		2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
3	特例適用を申告する資産について	新品取得ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
4	対象資産の取得年月日について	先端設備等導入計画に係る認定通知日よりも後に取得されていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
		先端設備等導入計画に記載した取得年月と実際の取得年月が異なる場合は理由をご記載ください。 (記載例)資材不足により製品の製造が遅れたことにより異なるもの。	(理由)
5	対象資産の取得価額について	先端設備等導入計画の取得価額と償却資産申告書の取得価額が異なる場合は理由をご記載ください。 (記載例)請求の段階で値引きがあり、取得価額が減額になったため、異なるもの。	(理由)

※上記の回答内容及び提出された必要書類から特例適用要件を確認し、要件を満たさない場合は、特例の適用が受けられないことがありますので予めご了承ください。